

平成27年第3回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年3月26日（木）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員 32名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委 員

1番大澤 英之	11番廣瀬 啓治	21番衛藤 由澄	
2番加藤 正信	12番田中真理子		32番山月 憲昭
3番佐藤有太郎	13番佐藤 幸市	23番小野 七郎	33番甲斐 善馬
4番利光 末子	14番田中 俊行	24番佐藤 靖司	34番小山 豊康
5番坂本 成一	15番首藤 勝磨	25番栗林 睦和	
6番安部 義浩		26番二宮 正男	36番穴井 幸男
7番佐藤 義男	17番縣 次男	27番溝口 正剛	
8番吉廣 順一	18番加藤 康男	28番庄野 誉	
9番後藤 慶子	19番佐藤 邦政	29番佐藤 圭介	
10番佐藤 勝規	20番那須 紀子	30番佐藤千代信	

4. 欠席委員

16番梅木 敏弘 22番佐藤 高信 31番大塚 弘士 35番後藤 義昭

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告

② 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③ 農地の地目変換承認申請の審議

④ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑤ 農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請の審議

⑥ 農地法第4条の規定による一時転用許可申請の審議

⑦ 農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑧ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑨ 非農地証明の発行についての審議

⑩ 農業委員会の適正な事務実施における平成26年度の報告と平成27年度の目標についての審議

⑪ 由布市農地台帳点検等実施規定についての審議

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤仁徳、 次長 溝口信一、 主幹 日野正美、 主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務次長 配布資料の確認 説明

事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、32名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「30番佐藤千代信」委員さんと「32番山月憲昭」委員さんの2名にお願いします。よろしく願います。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第9までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議はありますか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、会議規則第7条による議案審議を行います。

それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしく願います。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案1号～2号 2件)

議長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事務局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について議案朗読説明

議長

議案1号から2号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案3号～26号 24件)

議長

日程2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事務局

日程2、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案3号から26号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案の訂正をお願いします。

議案番号14、終期が平成30年3月26日となっておりますが、平成32年3月26日の継続の5年間です。

議案番号25、終期が平成31年3月31日となっておりますが、平成32年3月31日までの新規の5年間です。よろしくをお願いします。

議長

議案3号から21号は利用権、継続設定の案件です。

議案第3号から21号について、質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案22号、23号について、貸付人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号28番庄野 誉委員より説明をお願いします。

28番庄野 誉委員

貸人の那須さんは大分に住んでおりました、学校の先生をしておりました。23番の森さんのダイショであり森さんがずっと作っていたが、規模を縮小したいということで森さんと渡辺さんで話ができて、今回契約をすることになりました。二人とも機械等も持っておりまして農作業に支障はありません。

議長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案24号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

貸付人の河野さんは体調が悪いということで、現在の借受人が作っておりましたが、その人は椎茸栽培をしておりまして、今年からは作れないということで、今度の借受人の田北さんも椎茸栽培をしておりまして、そうした関係で5月からは田北さんが作るということになりました。田北さんは大規模農家であり何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案25号について、議席番号30番佐藤 千代信委員より説明をお願いします。

30番佐藤 千代信委員

貸付人の佐藤さんは学校の先生をしておりましたが、借受人の瀬濤さんが体調が悪いということで、誰か探していたら、瀬濤さんが野菜などを出荷していた豆の力屋さんが「私が作りましょうか」ということで、今回契約をすることになったようです。

議 長

質疑を受けます。
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案26号について、議席番号25番栗林 睦和委員より説明をお願いします。

25番栗林 睦和委員

貸付人の小野さんは高齢でありまして、近所の竹田さんに作ってもらうようになったと
言うことです。

議 長

質疑を受けます。
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

○日程3「農地の地目変換承認申請について」。(議案27号、28号 2件)

議 長

日程3、農地の地目変換承認申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地の地目変換承認申請について朗読説明。

議 長

議案27号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

この田は圃場整備はしておりませんで、水利が悪いということと、下が山林になってお

り猪が出て田を荒らしてしまうということで、畑にしたいということでもあります。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案28号について、議席番号21番衛藤 由澄委員より説明をお願いします。

21番衛藤 由澄委員

衛藤義昭さんが子供に譲りたいということで調べていたら、地目が畑となっていたので変更したいと言うことです。私も現地を確認しましたが、水田として利用されているようですし、水利も良いと言うことで、問題はないと考えます。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案29号～33号 5件)

議 長

日程4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程5、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案29号から33号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案29号について、議席番号18番加藤 康男委員より説明をお願いします。

18番加藤 康男委員

受人の安部さんは、大分市に住んでおり手伝いに帰ってきておりましたが、この度、こっちに帰ってきて、農業に専念するということでもあります。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案30号について、議席番号14番田中 俊行委員より説明をお願いします。

1 4 番田中 俊行委員

渡人は受人の父親の弟であり、最近体調を悪くしております、これまで受人が作っておりますので、譲渡することになりました。受人は会社員であります、これまでも家族で農業をしており、今後も適正に管理していくことと思います。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 3 1 号について、議席番号 1 5 番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

1 5 番首藤 勝磨委員

尾野さんは規模を縮小したいということであり、近くの梅田さんは規模を拡大していきたいと言うことで思惑が一致したということでもあります。梅田さんについても何ら支障はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 3 2 号について、議席番号 3 0 番佐藤千代信委員より説明をお願いします。

3 0 番佐藤千代信委員

渡人と受人は親戚関係に有り、これまでも受人が耕作しておりましたが、渡人が体調が悪く、この際甥に譲渡するという事になったそうです。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 3 3 号について、議席番号 2 5 番栗林 睦和委員より説明をお願いします。

2 5 番栗林 睦和委員

位置図の 1 1 ページを見ていただくと場所がわかりやすいと思いますが、市役所の下側になります。受人の衛藤さんは市役所の建設のため以前農地を売り渡しており、規模を拡大したいということで、これまで小作で作っていた篠川さんの農地を譲り受けるということでもあります。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程5「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請について」

(議案34号 1件)

議 長

日程5、農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請について、1件あります。議案の説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

日程第5、農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請について朗読説明ちよっとぬけておりますが、貸借の設定は使用貸借であります。

議 長

議案34号について、議席番号5番坂本 成一委員より説明をお願いします。

5番坂本 成一委員

工藤益夫さんは高齢のため農業ができなくなっていますが、息子さんが(株)まるみつファームの役員になっており、まるみつファームが経営管理を引き継ぐということになりました。管理指導は工藤益夫さんがするというので、まるみつファームの従業員が3人居るということで、野菜や水稻をつくって販売していくそうです。いずれは光吉のコスモ薬品駐車場に販売所を建設し、他市の農産物も一緒に販売していくという計画だそうです。

議 長

質疑を受けます。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程6「農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案35号～36号 2件)

議 長

日程6、農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6、農地法第4条の規定による一時転用の許可申請の審議について議案朗読説明
議案35号から36号の農地区分は、中山間地域等に存在する第2種農地であり、より耕作条件のよい農地とするための一時的な転用であり問題ないと考えます。

議 長

議案35号、36号について、申請理由が同じですので、続けて説明をお願いします。
議席番号18番加藤 康男委員より説明をお願いします。

18番加藤 康男委員

字図の16ページをご覧ください。この地域は傾斜地になっておりまして、35号と36号の農地は隣接しております。傾斜地でありますので埋土をして優良農地にすると言うことであります。隣地の同意等もありますので問題はないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程7「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案37号～38号 2件)

議 長

日程7、農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程7、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案37号、38号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案37号について、議席番号14番田中 俊行委員より説明をお願いします。

14番田中 俊行委員

始末書と地図の22ページをご覧ください。平成15年に住宅を建てた際、農地との境界を真っ直ぐにしてしまいました。そのとき宅地に農地がはいってしまったということです。境界はコンクリートブロックが積まれており、土砂の流入や日照等には影響はないようです。

議 長

質疑を求めます。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案38号について、議席番号23番小野 七郎委員より説明をお願いします。

23番小野 七郎委員

現地に行って確認をしました。21ページに地図がありますが、駐車場、資材置場に

なっており、前には3～4mの道路が通っており、隣地に迷惑をかけることはないようです。

議 長

質疑を求めます。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

案件が多いので、10分ほど休憩をいたします。

○日程8「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案39号～42号 4件)

議 長

日程8、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程8、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明
議案39号、41号、42号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案40号の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案39号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

地図は27、28ページです。北側が水路、南側が道路、農地が隣接しているわけでもありませんので、この案件についてはやむを得ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案40について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

地図は30、31ページです。渡人の小野さんは高齢で、近所の方が野菜などを作るのに貸していたようで、誰か買う人がいないか探していたところ、湯布院の岩永さんと話げできたようです。

議 長

質疑を求めます。

13番佐藤 幸市委員

一般住宅は500㎡以内ということであったと思いますが、22㎡は畑にするのかと思いましたが、図面をみるとすべて宅地になっているようですが、その辺は良いのでしょうか。

事務局

一般的には500㎡以内となっておりますが、ここの地形は斜面にありまして、進入路や法面を除けば有効に使える面積は500㎡ありません。それと、仮に500㎡以内になるように土地を区切ったとしても、残された面積を有効に使うということにはなりませんので、今回のケースでは県の許可もおけるものと考えています。

議 長

佐藤委員さん、よろしいでしょうか。

他に質問はありませんか。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案41号について、議席番号21番衛藤 由澄委員より説明をお願いします。

21番衛藤 由澄委員

地図は33, 34, 35ページです。中央部分に高田さんの長女が家を建てるそうです。内藤さんは高田さんの兄さんにあたります。転用する部分は市道からの進入路として使うんですが、車が通る必要最小限であり、農振外ですので、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案42号について、議席番号3番佐藤 有太郎委員より説明をお願いします。

3番佐藤 有太郎委員

地図は36～38ページです。溝口さんは以前から耕作はしておらず、管理のみしておりました。入り口は機械も入りづらいところでした。購入する翼さんもこの農地に隣接してほてい屋という旅館を経営しておりまして、お客さんの犬なんかを遊ばせるために使いたいということのようです。周辺も翼さんが所有する農地が多く、他の方へ迷惑がかかるということでも無いようです。

議 長

質疑を求めます。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

○日程 9 「非農地証明の発行について」

(議案 43号～47号 5件)

議 長

日程 9、非農地証明の発行について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 9、非農地証明の発行についての審議について議案朗読説明

議案 43号から 47号は、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案 43号について、議席番号 32 番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32 番山月 憲昭委員

39, 40 ページです。41 ページに写真がありますが、農地でないということは確認しております。

議 長

質疑を求めます。

採決をいたします。

現地の状況等から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 44号について、議席番号 18 番加藤 康男委員より説明をお願いします。

18 番加藤 康男委員

地図は 42, 43, 44 ページです。先ほども説明がありましたが、過去に許可済みであり、現況も写真の通り非農地化しているということです。

議 長

質疑を求めます。

採決をいたします。

現地の状況等から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 45号について、議席番号 30 番佐藤 千代信委員より説明をお願いします。

30 番佐藤 千代信委員

48, 49, 50ページですが、見ての通り非農地化しているということでもあります。

議 長

45号の説明をお願いします。

事 務 局

佐藤委員さんにかわって説明します。

この案件も過去に許可済みであり、許可書がないということで、非農地証明を発行して許可通りに転用をしたいということでもあります。

議 長

質疑を求めます。

採決をいたします。

議案45号から採決します。

現地の状況等から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案46号について採決します。

現地の状況等から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案47号について、議席番号3番佐藤 有太郎委員より説明をお願いします。

3番佐藤 有太郎委員

地図は51, 52, 53ページです。これは先ほど出た翼さんの案件です。過去に許可済みであり、今は建物を建てようとしている状況です。別に問題ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

採決をいたします。

現地の状況等から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

○日程10「農業委員会の適正な事務実施における平成26年度の報告と平成27年度の目標についての」

議 長

日程10、農業委員会の適正な事務実施における平成26年度の報告と平成27年度の目標について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程10、農業委員会の適正な事務実施における平成26年度の報告と平成27年度の目標について議案朗読説明

議長

どなたか質問はありませんか。

28番庄野 誉委員

昨年委員で農地を調査したけれども、その結果について委員へ報告はしないのかということと、平成27年度はその調査結果に基づいて具体的にどのようなことをするのか。委員も任期が9月までであり、今の説明では早めに再度調査をするというようなことですが、具体的にどのようなことをするのか委員に話しておかなくてよいか。

事務局

昨年調査していただいた結果については、農地台帳にすべて反映させるように準備をしています。4月1日からはインターネット等を通じて公開するようになります。結果に基づいて意向調査も今実施しております。27年度は意向調査通りに管理されず荒れた状況にあるものについては、再度確認していただくようになろうかと思っています。

議長

庄野委員さん、よろしいでしょうか。

他に質問はありませんか。

それでは平成26年度の報告と平成27年度の目標について、承認いただける委員さんの挙手をお願いします。

挙手多数により承認することといたします。

○日程11「由布市農地台帳点検等実施規定について」

議長

日程11、由布市農地台帳点検等実施規定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程11、由布市農地台帳点検等実施規定について議案朗読説明

議長

どなたか質問はありませんか。

32番山月 憲昭委員

閲覧申請は何筆でもできますよと、要約書については1筆毎に、10筆あれば3000円ということでしょうか。

事務局

そういうことです。

32番山月 憲昭委員

もう一点、要約書には所有者の名前は出ませんが、個人で後から所有者を書き込んだりした場合のこの証明印はどうなりますか。

事務局

県の農業会議と協議させていただいて、後日皆さんに連絡させていただきます。

議長

山月委員さん、そういうことでよろしいでしょうか。

他に質問はありませんか。

この案件、承認される委員さんの挙手を求めます。

挙手多数により承認することとします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。